

## 美瑛町結婚新生活祝金支給要綱

### (目的)

この要綱は、結婚に対して祝金（美瑛町電子地域通貨（以下「電子地域通貨」という。）を支給し、町の繁栄を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (対象世帯)

- (1) 結婚 戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく婚姻の届出をいう。
- (2) 住民等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

### (支給の要件)

第3条 結婚祝金（電子地域通貨）は住民等が結婚し、地祇に掲げる要件を満たした者に対して支給する。

- (1) 結婚当事者のいずれかが、住民等であり、現に居住していること
- (2) 結婚当事者が、結婚日から4週間以内に住民等となり、同居して定住する意思があること
- (3) 結婚当事者いずれかが、美瑛町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けた者かつ美瑛町結婚祝品制度の利用をしていない者

### (結婚祝金)

第4条 結婚祝金（電子地域通貨）は、結婚1組に対して、世帯主に10,000円相当の電子地域通貨を支給する。

### (申請)

第5条 結婚祝金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美瑛町結婚新生活祝金申請書を町長に提出しなければならない。

### (支給)

第6条 町長は前条の規定による申請書を受理したときは、直ちに結婚祝金（電子地域通貨）を支給する。

2 町長は、申請者が第3条に規定する要件に該当しない場合は、前項の規定にかかわらず結婚祝金（電子地域通貨）を支給しない。

（電子地域通貨による品目の給付）

第7条 支給決定者は、美瑛町が別に指定する美瑛町電子地域通貨取扱店（以下「取扱店」という。）に電子地域通貨を提示し、給付を受けるものとする。

2 次の品目は、第1項の給付の対象とはならない。

（1）国や地方公共団体等への支払（公共料金）

（2）商品券、プリペイドカード、切手及び印紙等換金性の高い物

（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条規定事項

（4）事業上の取引

（5）その他公序良俗に反するもの

（電子地域通貨の使用条件）

第8条 電子地域通貨は、支給決定者の世帯のみ使用することができるものとし、第三者へ譲渡、転売等はできないものとする。

（電子地域通貨の換金手続）

第8条 取扱店は美瑛町物価高騰に対する生活支援事業（電子地域通貨）により支払を受けた電子地域通貨について、別に定める電子地域通貨発行事業補助要綱に基づき換金等手続を行うものとする。

（結婚祝金の返還）

第9条 町長は、支給決定者が次のいずれかに該当したときは、支給した結婚祝金（電子地域通貨）の返還を求めるものとする。

（1）申請内容を偽って結婚祝金（電子地域通貨）の支給を受けたとき。

（2）第8条の規定に違反したとき。

2 前項の場合において、既に電子地域通貨による品目の給付を受けているときは、町長は、当該使用に係る品目給付相当額の返還を求めるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項

は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。